

各介護サービス事業所 管理者 様
各高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

緊急事態宣言後の介護サービス事業所・高齢者福祉施設の対応について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示されたことを受け、福岡県から県民に対し、5 月 6 日までの間「新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置について」のとおり要請がなされております。

これまでも、貴事業所・施設におかれましては、国及び福岡市からの通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防策を実施しておられることと存じますが、より一層の予防・まん延防止対策を講じていただくようお願いします。

また、通所系・短期入所系サービスについては、下記事項を踏まえ、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

なお、4 月 14 日に福岡市が発表した、緊急事態宣言中の福岡市独自の緊急経済支援策における介護サービス事業所・高齢者福祉施設対象の特別給付金については、内容等の検討を現在進めております。詳細が決まりましたら通知いたしますので、それまでお待ちください。

（現在の検討状況は福岡市ホームページ「高齢者・障がい者介護従事職員への特別給付金（新型コロナウイルス感染症対策）」に掲載（カッコ内のキーワードで検索）

記

○通所系・短期入所系サービスについては、従前の通知内容に加え次の対応を行う。

①＜通所系サービスの場合＞

利用者について、サービス提供が生活・生命維持に不可欠であるか並びに他の訪問系サービスまたは当該通所系サービス事業所から居宅を訪問しサービス提供する方法で代替できないかを居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が中心となって再検討し、調整する。

＜短期入所系サービスの場合＞

利用者について、サービス提供が生活・生命維持に不可欠であるか並びに他の訪問系サービスで代替できないかを居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所が中心となって再検討し、調整する。

②検討調整を行ってもなお、利用者の生活・生命維持に不可欠で、代替によるサービス提供が困難な場合は、感染予防対策を確実に行ったうえで、サービス提供を行う。

※サービス提供にあたっては、提供時間の短縮や利用者のグルーピングなど、感染者が発生した場合でも拡大を最小限に止めるよう工夫することとする。

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課
施設指導係 TEL：092-711-4319
在宅指導係 TEL：092-711-4257